平成２１年（フ）第５６４号
神奈川県相模原市田名7400番地１　ロイヤルステージ相模原番田210
債務者　大櫛美佐夫
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３７５号
広島県福山市港町１丁目18番８―902号
債務者　田村　知恵
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３８６号
広島県福山市今津町７丁目10番９号　エステートやまもとＢ204、旧住所広島県福山市本郷町642番地
債務者　林　　智子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４００号
広島県福山市引野町南１丁目32番６―203号県住
債務者　高田　義光
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４１１号
広島県福山市神辺町字上御領318番地１　メゾンラピス303、旧住所岡山県井原市芳井町吉井1578番地１
債務者　カイロセラピーこころこと　岩本　和博
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１２６０号
東京都調布市飛田給３丁目23番地９
債務者　杉本　佳久
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２３号
沖縄県うるま市勝連南風原4379番地　コーポすずらん207
債務者　金城　律子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１４３６号
東京都小平市花小金井５丁目481番地サンブリッジハイツ77Ｓ．Ｓ．Ｓ．小平クラブ
債務者　菅野　宏明
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１０６号
東京都八王子市下恩方町2081番地23
債務者　白﨑　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１５４号
東京都狛江市中和泉５丁目１番19―402号
債務者　長谷川竜介
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２５９号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート９棟401号
債務者　大山美津代（旧姓江崎）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３０３号
東京都福生市大字熊川609番地４千歳ハイツ302号室
債務者　古江　　裕
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３０８号
東京都あきる野市二宮2254番地１二宮ハイツ107号
債務者　出岡　千春
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３４３号
東京都国分寺市本町４丁目13番12号第７荒田ビル4003
債務者　塚本　君惠
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３４７号
東京都府中市八幡町３丁目18番地の４東和ハイツ103
債務者　根本　　崇
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部